2年間未利用の利用者登録の削除について

練馬区立図書館条例施行規則第6条第4項に基づき、最終利用日が2014/03/29以前の「個人」「HS 利用者」「郵送サービス」の利用者で、かつ、貸出データおよび予約データが無い利用者の登録データを、下記のとおり削除します。

*「HS 利用者」「郵送サービス」については、昨年度までは当処理を行っていませんでしたが、 本年より対象とします。

1 削除日時

平成 28 年 3 月 28 日 (月) 14 時頃

2 削除データについて

データは完全に抹消されます。

該当者は「マニュアル 120 利用登録 4 (3)」にもとづき、カードを持っていても新規登録者として扱ってください。

(削除対象者がカードを持参した場合、貸出処理では「未登録利用券です」、利用者登録処理では「データが存在しません」と表示されます。また、利用者本人も利用者ログインができなくなっています。

3 最終利用日が 2014/03/30 以降の利用者について

最終利用日が 2014/03/30 以降の利用者は、最終利用日から 2 年間を経過すると、利用登録 データが ELCIELO には残っていますが、利用停止状態になります。

該当者の利用カードをスキャンすると、「利用者の有効期限が切れています。内容により貸出しできます。」という表示が出ます。

「マニュアル 120 利用登録4(2)」にもとづき対応してください。

4 その他

(1) 自動貸出機で貸出しを行った場合の有効期限日について

自動貸出機で貸出しを行った利用者については、有効期限が更新されないという不具合がありましたが、平成28年2月29日(月)のバージョンアップにて解消しました。 しかし、解消されたのが、先日のため、保守事業者により、対象者の有効期限の延長を行います。この作業は、平成28年度末まで行います。

(2) 対象

対象は「個人」「HS 利用者」「郵送サービス」です。「団体」「協力館」については含まれません。また、貸出・予約データが残っている利用者も対象から外れます。